

四国各県の地域別最低賃金の推移 (平成14年度～令和5年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額 (円)	引上率 (%)	引上額 (円)	最賃額 (円)	引上率 (%)	最賃額 (円)	引上率 (%)	最賃額 (円)	引上率 (%)
平成 14	日 額	廃止	—		廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84
26	時間額	702	2.33	16	679	1.95	680	2.10	677	1.96
27	時間額	719	2.42	17	695	2.36	696	2.35	693	2.36
28	時間額	742	3.20	23	716	3.02	717	3.02	715	3.17
29	時間額	766	3.23	24	740	3.35	739	3.07	737	3.08
30	時間額	792	3.39	26	766	3.51	764	3.38	762	3.39
令和 元	時間額	818	3.28	26	793	3.52	790	3.40	790	3.67
2	時間額	820	0.24	2	796	0.38	793	0.38	792	0.25
3	時間額	848	3.41	28	824	3.52	821	3.53	820	3.54
4	時間額	878	3.54	30	855	3.76	853	3.90	853	4.02
5	時間額	918	4.56	40	896	4.80	897	5.16	897	5.16

* 発効年月日は、平成14年度から平成18年度までは各県とも10月1日である。
平成19年度は、徳島、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。
平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
平成21年度は、各県とも10月1日である。
平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。
平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。
平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。
平成26年度は、徳島、香川が10月1日、愛媛が10月12日、高知が10月26日である。
平成27年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月18日である。
平成28年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月16日である。
平成29年度は、徳島が10月5日、香川、愛媛が10月1日、高知が10月13日である。
平成30年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。
令和元年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。
令和2年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛、高知が10月3日である。
令和3年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月2日である。
令和4年度は、徳島が10月6日、香川が10月1日、愛媛が10月5日、高知が10月9日である。
令和5年度は、徳島、香川が10月1日、愛媛が10月6日、高知が10月8日である。